

議案第 37 号 小松島市営プール条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市営プール条例(昭和 54 年小松島市条例第 11 号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(入場の制限)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当する者は、プールに入場することができない。</p> <p><u>(1) 呼吸器若しくは心臓に疾患のある者又は脚気、下痢等の障害のある者</u></p> <p><u>(2) 伝染性感染症の疾患のある者</u></p> <p><u>(3) 精神に障害がある者</u></p> <p><u>(4) 酒気を帯びている者</u></p> <p><u>(5) 暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがある者</u></p> <p><u>(6) 保護者の付添いのない 6 歳未満の幼児</u></p> <p><u>(7) 動物を携行する者</u></p> <p><u>(8) 危険物を所持する者</u></p> <p>2 略</p>	<p>(入場の制限)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当する者は、プールに入場することができない。</p> <p><u>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p><u>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</u></p> <p><u>(4) その他施設の管理上支障があると認められる者</u></p> <p>2 略</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>